

<再評価>

事業名 (箇所名)	霞ヶ浦導水事業	担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 大西 亘	事業 主体	関東地方整備局
実施箇所	茨城県稲敷市～茨城県水戸市				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業				
事業諸元	形式:導水トンネル 延長:那珂導水路 約43km、利根導水路 約2.6km				
事業期間	昭和51年度実施計画調査着手/昭和59年度建設事業着手/平成35年度完成予定				
総事業費 (億円)	約1,900	残事業費(億円)	約392		
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦の水質は、COD7.0mg/l (H26年度平均値)であり、環境基準COD3.0mg/lを大きく上回っている。また、茨城県・千葉県・栃木県は湖沼水質保全計画を策定し水質改善に取り組んでいるが、未だ計画目標(COD5.0mg/l前半)を達成できていない状況である。 ・桜川・千波湖の水質について、桜川清流ルネッサンスⅡを策定し水質改善等を実施しているが、依然として夏季の水質は非常に悪く、アオコが発生している。その結果、景観障害・悪臭の発生等、親水性が損なわれており早急な水質改善が望まれている。 ・利根川と那珂川では最近20年間(平成6年～25年)で、あわせて15回以上の濁水被害が発生している。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質浄化、流水の正常な機能の維持(動植物の保護・漁業、塩害の防止等)、新規都市用水の供給の確保 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 				
便益の主な根拠	<p>水質浄化に関する便益:支払い意思額 霞ヶ浦 417円/月/世帯、桜川・千波湖 329円/月/世帯</p> <p>流水の正常な機能の維持に関する便益:流水の正常な機能の維持に関して、霞ヶ浦導水と同じ機能を有する施設を代替施設とし、代替法を用いて計上</p>				
事業全体の投資効率性	基準年度	平成27年度			
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	3,623	C:総費用(億円)	2,152	B/C 1.6
感度分析	B:総便益(億円)	1,981	C:総費用(億円)	325	B/C 6.0
事業の効果等	残事業費(+10%～-10%)	5.7	～	6.4	1.6
	残工期(+10%～-10%)	6.0	～	6.1	1.6
社会経済情勢等の変化	資産(-10%～+10%)	-	～	-	-
	事業の計画の変更にあたって再評価を実施。	<p>・霞ヶ浦の水質は、平成26年度平均値でCOD7.0mg/lであり環境基準COD3.0mg/lを大きく上回っている。また、茨城県・千葉県・栃木県は湖沼水質保全計画を策定し水質改善に取り組んでいますが、未だ計画目標(COD5.0mg/l前半)を達成できていない状況である。</p> <p>・桜川・千波湖の水質は、国土交通省・茨城県・水戸市及び市民団体が構成する桜川清流ルネッサンスⅡ地域協議会により、桜川清流ルネッサンスⅡを策定し水質改善等を実施しているが、依然として夏季の水質は非常に悪く、アオコが発生している。</p> <p>・利根川と那珂川では、最近20年間(平成6年～25年)で、あわせて15回以上の濁水被害が発生している。濁水時に利根川では、取水制限が1ヶ月以上の長期にわたることや那珂川においても、潮見運転や振替取水が発生しており、社会生活、経済活動などに大きな影響を与えている。</p>			
事業の進捗状況	<p>昭和51年 4月 実施計画調査に着手</p> <p>昭和59年 4月 建設事業に着手</p> <p>昭和60年 7月 事業計画の策定</p> <p>平成 5年 8月 第1回事業計画変更[事業費(1,600億円→1,900億円)、工期(平成5年度→平成12年度)]</p> <p>平成13年 9月 第2回事業計画変更[工期(平成12年度→平成22年度)]</p> <p>平成14年10月 第3回事業計画変更[利水者の最大取水量の減量(12.7m³/s→9.2m³/s)]</p> <p>平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象事業となる</p> <p>平成25年 5月 利根川・江戸川河川整備計画の策定・公表</p> <p>平成26年 8月 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を開催 国土交通省の対応方針決定「継続」(平成26年8月25日)</p> <p>平成28年 1月 那珂川河川整備計画の策定</p> <p>平成28年 2月 霞ヶ浦河川整備計画の策定</p> <p>利根川・江戸川河川整備計画の変更</p> <p>・霞ヶ浦導水事業は、昭和51年に実施計画調査に着手し、平成27年度より石岡トンネル未施工区間の施設設計等を実施している。</p> <p>・平成27年3月末までに事業費約1,497億円を投資している。[進捗率約79%(事業費ベース)]</p>				

事業の進捗の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で工程を精査した結果、工期を見直し平成35年度完成見込み。 ・石岡トンネル区間の区分地上権は、平成28年1月末時点において97%設定済みとなっており、残件についても地元地権者との任意交渉を進めている。
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<p><コスト縮減></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル掘削土砂を、有効利用できる土砂に処理することによるコスト縮減について検討。 ・平成21年度より国、関係自治体、利水者からなる「霞ヶ浦導水事業のコスト管理等に関する連絡協議会」を設置し、コスト縮減の達成状況等の協議を行いながら、事業費等の管理に努める。 <p><代替案立案等の可能性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に実施した霞ヶ浦導水事業検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき「水質浄化」、「新規利水」及び「流水の正常な機能の維持」について、現計画案（霞ヶ浦導水事業）と現計画案以外の代替案を複数立案し目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも「現計画案（霞ヶ浦導水事業）」となり総合的な評価の結果として、最も有利な案は「現計画案（霞ヶ浦導水事業）」と評価している。
対応方針	継続
対応方針理由	当該事業は、現段階においても、その事業の必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当。
その他	<p><事業評価監視委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議の結果、対応方針（原案）のとおり了承された。 <p><茨城県の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化、新規都市用水の確保、渇水対策の観点において必要不可欠であるため、早期完成に向けて、工期短縮を要望いたします。 なお、事業実施にあたっては、より一層のコスト縮減を図るようお願いいたします。 <p><千葉県の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦導水事業は、本県にとって治水・利水上、必要不可欠な施設である。徹底したコスト縮減を図ると共に、早期の完成を目指していただきたい。

